

東海道関宿街道まつり

亀山市

～往時のにぎわいを再現～

東海道五十三次47番目の宿場町として栄えた東海道関宿で、毎年11月に行われる「東海道関宿街道まつり」。

今年はメインに播磨赤穂藩第3代藩主の「浅野長矩(浅野内匠頭)」をテーマとする大名行列を行います。また、新所地区街道筋では、関宿の重要伝統的建造物群保存地区選定30周年を祝い、巻き寿司やおもちのふるまいを行います。

その他特産品の販売など、楽しい催しが盛りだくさんです。

とき 11月2日(日)  
 9時30分～15時(雨天決行)

ところ 旧東海道 関宿の街道一帯

アクセス J R 関駅下車徒歩5分

問合せ 東海道関宿街道まつり実行委員会事務局  
 (市民文化部関支所観光振興室内)  
 ☎0595-96-1215



伊賀ぶらり体験博覧会「いごが」

伊賀市

～魅力的な体験がもりだくさん～

伊賀市では、10月から11月に着地型観光「伊賀ぶらり体験博覧会 いごが」を開催しています。観光事業者だけでなく商業者や農業者、NPO、自治会組織など、今まで直接観光業に関係なかった方にも、独自のおもてなし事業を考案いただき、それらを魅力ある1冊のパンフレットにまとめて、市全体で「体験プログラム」として発信していくイベントです。

おもてなしの観光メニュー108件を掲載したパンフレットと公式Webサイトを作成しましたので、ご覧のうえ是非ご参加ください。

※予約は便利な公式Webサイトをご利用ください。  
 (会員登録が必要)

※電話での申し込みは、各プログラムに掲載の申込先へご連絡ください。

問合せ 観光戦略課  
 ☎0595-22-9670  
 ☎0595-22-9695  
 kankou@city.iga.lg.jp  
 http://igabura.com



甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に  
 いろいろな山と川と  
 こぼれる笑顔に  
 うみだす活力  
 かがやく未来に

あなたも仲間  
 生きいき文化  
 応える安心  
 受けつぐ伝統  
 鹿深の夢を

甲賀市誕生から10年。その日生まれた子が10歳に成長した姿を目の当たりにし、月日の流れを感じずにはいられません。

「鳥」は日、「兎」は月を指し、あつという間に月日が過ぎていくことの意。

烏飛兎走

「三本の矢」ならぬ「四本の矢」。強い結束が最高の走りにつながりました。

ムと重なります。

「三本の矢」ならぬ「四本の矢」。強い結束が最高の走りにつながりました。陸上部リレーチーム。トップレベルには及ばない個の力をチーム力で補い、強豪相手に競り合った姿は、北京五輪の男子4×100mリレーで銅メダルを獲得した日本チームと重なります。

編集後記

であいこうかで紹介した水口中学校

編集・発行

- 甲賀市役所  
 〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地  
 ☎0748-65-0650 ☎0748-63-4554
- 甲南庁舎(甲賀市甲南町野田810番地)  
 ○上下水道部  
 ☎0748-86-8000 ☎0748-86-8032
- 教育委員会  
 ☎0748-86-8002 ☎0748-86-8380
- 市民窓口センター(甲賀市水口町水口6053番地)  
 ☎0748-62-1621 ☎0748-63-4086

- 土山地域市民センター(甲賀市土山町北土山1715番地)  
 ☎0748-66-1101 ☎0748-66-1564
  - 甲賀大原地域市民センター(甲賀市甲賀町相模173番地4)  
 ☎0748-88-4101 ☎0748-88-3104
  - 甲南第一地域市民センター(甲賀市甲南町野田810番地)  
 ☎0748-86-4161 ☎0748-86-8029
  - 信楽地域市民センター(甲賀市信楽町長野1203番地)  
 ☎0748-82-1121 ☎0748-82-3415
- ※上記4つの地域市民センターは、旧支所の地域市民センターで、従来の支所機能を有します。
- 業務時間/8時30分～17時15分(窓口延長日を除く)

浄化槽は適切な管理を  
 10月1日は「浄化槽の日」

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水処理する施設です。浄化槽内の微生物が活発に活動できる環境を保つため、浄化槽法により次のことが義務付けられています。

- ◇保守点検…機器類の点検・調整や消毒剤の補給などを行い、異常や故障を早期発見
- ◇清掃…浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取り、付属装置や機器類の洗浄・清掃
- ◇法定検査…浄化機能が十分に発揮されているかを確認するため、毎年1回受検

これらの保守点検・清掃・法定検査は浄化槽管理者(浄化槽を設置し、使用している方)が費用を負担します。水質保全のためご理解とご協力をお願いします。

公共下水道への接続などで浄化槽を廃止した場合には、30日以内に下水道課への届出が必要です。

問い合わせ  
 下水道課 計画普及係  
 ☎86-8012/☎86-8390